

2024年3月

改正再エネ特措法下における住民説明会の手続

弁護士 谷本 大輔 / 弁護士 藤木 崇 / 弁護士 鈴木 圭佑 / 弁護士 香川 遼太郎

Contents

- I. はじめに
- II. 住民説明会の実施前に必要な手続
- III. 住民説明会での説明内容と留意点
- IV. 住民説明会後の質問対応
- V. 認定申請・変更認定申請時の提出書類
- VI. おわりに

I. はじめに

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律 108 号)が改正され、その施行が 2024 年 4 月 1 日付で予定されています(改正後の同法を、以下「改正再エネ特措法」)。

改正内容のうち、本稿では周辺住民に対する説明会(以下「住民説明会」)の手続の概要について取り上げます¹。住民説明会については、改正後の再エネ特措法施行規則²(平成 24 年経産省令 46 号。以下「改正施行規則」)、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」³(以下「GL」)並びに改正施行規則及び GL に対するパブリックコメントの実施結果(以下「パブコメ」)⁴が 2024 年 2 月 20 日付で公布・公

¹ 低圧案件の場合に主に必要とされる事前周知措置については本稿の対象外とします。

² 改正内容の新旧対照表は以下のリンクをご参照下さい。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220.pdf

³ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20240220_setsumeikai.pdf

⁴ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000269365>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000269364>

表されています⁵。

①FIT/FIPの新規認定又は変更認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が50kW以上の高圧・特別高圧又は出力50kW未満であっても一定の開発に関する許認可が必要であるなど周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアで再エネ発電事業を行おうとする事業者が、FIT/FIPの認定を新規に取得しようとする、又は②上記電源規模・電源の設置場所に関する要件を満たしかつFIT/FIP認定を既に取得している認定事業者が再エネ発電事業計画のうち所定の事項を変更⁶しようとする場合、再エネ事業計画の新規認定又は変更認定の取得が必要となり、住民説明会の実施が各認定の要件となります（改正再エネ特措法第9条第4項第6号・第10条第1項及び第4項、改正施行規則第4条の2の3）。

また、GL第5章第2節（28頁）によれば、認定事業者を変更する⁷場合の説明会には、原則として旧認定事業者・新認定事業者の双方が出席することとされています。

したがって、事業譲渡、合併又は会社分割に該当する取引を実施する際には、当該取引に関する契約書上で住民説明会等の手続の相互協力義務や役割分担について定めておくことが考えられます。

II. 住民説明会の実施前に必要な手続

1. 概要

住民説明会を開催するに当たっては、①説明事項の確定・配布資料の作成、②対象となる「周辺地域住民」のスクールの検討（市町村への相談を含む。）、③開催場所の確定・開催案内の内容確定・送付というステップが必要となります。なお、住民説明会は、基本的に認定申請又は変更認定申請の3か月前までに実施する必要があるため、かかる観点も踏まえて案件のスケジュールを設定する必要があります（改正施行規則4条の2の3第2項第7号イ乃至ホ）。

2. Step 1: 説明事項の確定・配布資料の作成

住民説明会を開催するに当たって必要な説明が必要な項目・事項は具体的には図表1のとおりです（改正施行規則4条の2の3第2項第3号）。既に開催した住民説明会があるときは、以前の説明会において説明した内容から変更があった項目について、説明することで足りるものとされています（改正施行規

⁵ 具体的に変更認定申請にあたり住民説明会が開催される場面については、弊所が別途公表しておりますニュースレター「[改正再エネ特措法の施行に向け『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』を踏まえた実務上の対応](#)」をご参照下さい。

⁶ 具体的には再エネ特措法①第9条第2項第3号乃至第6号及び第8号に掲げる事項、並びに②同条第3項に掲げる事項です。但し、軽微な変更とされる場合（具体的には改正施行規則第9条に記載される以外の項目の変更）については対象となりません。発電事業の実施場所の変更として地番の追加・変更をする場合のみならず、地番を削除する計画変更をする場合にも住民説明会の実施が必要になります（GLに対するパブコメ122番）。

⁷ 一方、実質的支配者の変更に留まる場合については、認定事業者自身が説明会に出席することが求められており、変更前の実質的支配者の出席は必ずしも求められていません（「再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第2次取りまとめ」注36）。

則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号柱書)。

図表 1⁸

項目	説明事項
再エネ発電事業計画の概要	認定申請 ⁹ を行おうとする事業者、電源種、設置形態、出力、実施場所、災害時の活用可能性(パワーコンディショナーの自立運転機能の有無及び給電用コンセントの有無)
関係法令遵守状況	次の関係法令について、その手続の要否、許可等の取得状況、取得手続のスケジュール及び法令を遵守するための実施体制について説明する。 ① 再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可 ② 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等
土地権原取得状況	土地権原取得状況として、次の事項について説明する。 ① 再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無 ② 説明会開催時点で取得できていない場合は、その取得状況
再エネ発電事業の設置工事の概要	着工予定の時期及び運転開始予定の時期を含む、予定する工事のスケジュール
関係者情報	関係者情報として、次の事項について説明する。 ① 事業者が法人の場合は、その代表者及び役員の氏名・概要 ② 事業者が法人の場合は、その主な出資者 ③ 予定している保守点検責任者
事業継続に関する事項(計画変更に伴う場合のみ)	自治体との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関して必要な事項
事業の影響と予防措置	安全面、景観面、自然環境・生活環境面、廃棄物の撤去等の各項目について各電源毎に説明事項が定められており、具体的な説明内容は GL 第 5 章第 2 節 3.(15 頁)以下をご参照ください。

配布資料の作成に当たっては、㉞全ての説明項目について概要が記載されていること、㉟必要に応じて説明を補足する図面やイメージ写真を活用することが求められています (GL 第 3 章第 4 節 (13 頁))。

⁸ GL 第 3 章第 4 節 2. (13、14 頁)、GL 第 5 章第 2 節 2. (28 頁) を参考に執筆者らで作成。

⁹ 変更認定申請も含まれます。図表 1 について以下同じです。なお、変更認定申請の場合で、かつ既に開催した住民説明会があるときは、当該住民説明会において説明した項目から変更があったものに限られます(施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号柱書)。

3. Step 2: 対象となる「周辺地域住民」のスキープの検討(市町村への相談を含む。)

住民説明会等の対象となる「周辺地域住民」の範囲としては、以下の基準が設定されています(改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号)。

電源の規模	居住者	土地・建物の所有者
低圧	事業実施場所の敷地境界線から 100 メートル以内	再エネ発電設備の事業実施場所に隣接する土地・建物の所有者
高圧・特別高圧	事業実施場所の敷地境界線から 300 メートル以内	
上記にかかわらず、環境影響評価法に基づく環境アセスメント(第一種事業)の対象となる大規模電源	事業実施場所の敷地境界線から 1 キロメートル以内	

これに加えて、再エネ発電事業の実施場所を管轄する市町村への事前相談も必要です。当該市町村からの意見(又は当該市町村が相談すべきと意見する他の市町村の意見)により、周辺地域住民の範囲が拡大される場合もあります(改正施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号、GL 第 3 章第 1 節(7 頁))。

上記の点から、実務上まずは配布資料・説明内容を固めて、関連する市町村との間で周辺地域住民の具体的なスキープを確定する必要があります。

4. Step 3: 開催場所の確定・開催案内の内容確定・送付

(1) 開催場所の確定

Step2 の後、住民説明会の開催場所・日時を確定させることとなります¹⁰¹¹。

(2) 開催案内の内容の確定

開催場所・日時を確定した後、対象事業者は開催案内を送付することとなります(改正施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号)。当該開催案内は、GL の付録 3 に沿って作成することが想定されています。

(3) 開催案内の送付方法

対象事業者は、住民説明会の開催予定日の 2 週間前までに、次のいずれかの方法により周辺地

¹⁰ 開催日時及び開催場所の選定に当たっては、周辺地域住民の出席の便宜を最大限考慮し、合理的な日時及び場所を選ぶこととされており、合理的でない開催日時の例として、深夜・早朝の時間帯、合理的でない場所の例として、周辺地域住民にとってアクセスが困難な場所などが挙げられています(GL 第 3 章第 3 節(12 頁))。

¹¹ 開催場所の検討は、Step 2 の市町村への事前相談においても求められますが、GL の付録 1(自治体に対する相談の様式)においては、開催予定日時・開催予定場所が未定の場合には記載を空欄とする形で相談の様式が定められています。

域住民に対して開催案内を行う必要があります（改正施行規則第4条の2の3第2項第2号）¹²。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① ポスティング(投函)による書面配布② 戸別訪問による書面配布③ 回覧板への掲載④ 関係自治体の公報又は広報誌¹³への掲載 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、主として再エネ発電設備の事業実施場所に隣接する土地・建物の所有者に対する開催案内を行う目的で、資源エネルギー庁のシステムを活用した開催案内を実施するため、住民説明会の開催の2週間前までにGLの付録3に記載されるべき事項の内容を資源エネルギー庁に提出する必要があります（改正施行規則4条の2の3第2項第2号柱書）¹⁴。

III. 住民説明会での説明内容と留意点

1. 説明事項と説明内容

住民説明会で説明が必要な事項は上記 Step 1 において述べたとおりです。説明にあたっては、配布資料に基づいて説明を行うことが求められています（GL 第3章第3節（12頁））。

説明事項のうち、関係者情報として「主な出資者」について説明する必要がありますが（改正施行規則4条の2の3第2項第3号ホ）、GL上「主な出資者」とは以下の者というとされています（GL 第3章第4節2.（14、15頁））。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）② 認定事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者（認定事業者が株式会社の場合）③ 認定事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位5位までの出資持分を保有する者④ 上記①～③の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 住民説明会上の議事進行における留意点

(1) 事業者自身による説明

住民説明会では、認定申請を行う事業者が、説明項目及び説明事項について必要かつ適切な説明をしなければなりません（改正施行規則4条の2の3第2項第3号）。

¹² 事業者のホームページに住民説明会の開催案内を掲載することも考えられますが、ホームページへの掲載をする場合でも下記①から④のいずれかの方法と組み合わせる必要があります（GL 第3章第3節（12頁））。

¹³ GLによれば紙媒体に限ることとされています（GL 第3章第3節（11頁））。

¹⁴ 事業実施場所に隣接する土地・建物の所有者を特定するために、再エネ発電事業者が当該土地・建物に係る登記を確認する必要はないものとして制度設計がされています（改正施行規則に対するパブコメ No.43）。

GL 第 3 章第 5 節 1. (20 頁) によれば、認定申請を行う事業者が法人の場合は、法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席し、説明を行うこととされています。仮に事業者が SPC である場合においても、事業者が委託等により他者（例えば、親会社やアセットマネジメント業務受託者）に代理させることはできず、SPC の代表者が説明をするなど SPC 自身が主体となる形での説明が求められるとされています（GL に対するパブコメ 84 番）。この点、GL 第 3 章第 5 節 1. (20 頁) によれば、再エネ発電事業を委託事業者に委託する場合は、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明することは有効な手段として許容されていますが、この場合であっても、説明の責任主体は事業者自身であり、事業者自身が説明することが必要とされます。

(2) 「周辺地域住民」の出席確保

周辺地域住民が住民説明会に参加する場合は、受付において、身分証明書等（居住する者については、運転免許証等の住所が分かるものを、土地/建物の所有者については、登記簿謄本その他の公の機関が発行する書類）をそれぞれ呈示することとされています（GL 第 3 章第 5 節 1. (21 頁)）。

また、①所定の開催時間の間、周辺地域住民の途中参加や途中退出が可能な形とすること、②住民説明会の開催前又は開催中において、周辺地域住民の住民説明会への参加を拒んだり、参加を断念させたりする行為を行わないことも求められています（GL 第 3 章第 5 節 1. (21 頁)）。

(3) 「周辺地域住民」からの質疑応答

対象事業者には、①住民説明会への見込出席人数などを踏まえ、十分な質疑時間を確保するために必要な開催時間を確保すること（改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 4 号、GL 第 3 章第 5 節 1. (21 頁)）、②当該質疑時間において開始直後に質問等の申出がなかった場合であっても、議事において予定した開催時間の間は、当該会場において質問等に対応できる体制を整えておくことが求められています（GL 第 3 章第 5 節 1. (21 頁)）。

また、参加者の意見・質問については「誠実な対応」を行わなくてはならず（改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 4 号）、「誠実な対応」か否かについては事実に基づいた正確な回答、客観的・具体的な回答、個人情報・プライバシー等への配慮等が要素として求められており、これに違反した場合には認定を行わない・取り消す等の厳格な対応を行うこととされています（GL 第 3 章第 5 節 1. (21 頁)）。

(4) 録音・録画及び保管

住民説明会の内容は、事後的に客観的な検証をすることができるよう、議事全体について、全景を録音・録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することが求められています（改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 5 号、GL 第 3 章第 5 節 3. (22 頁)）。当該記録媒体は、調達期間・交付期間が終了するまでの間保管されることが要求されています（改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 5 号）。

住民説明会の録画に関しては、以下の内容が定められています（GL 第 3 章第 5 節 3.（22 頁）、GL に対するパブコメ 96-98 番）。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 出席者のプライバシー保護の観点から出席者の背面から、説明者が映る角度で録画すること② 住民説明会に出席した周辺地域住民やメディアによる録音・録画は禁止③ 対外的に公表することは禁止¹⁵ |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

IV. 住民説明会後の質問対応

1. 質問募集フォーム

住民説明会の開催後 2 週間以上の期間にわたり、住民説明会に出席した周辺地域住民の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答することが求められます（改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項第 6 号）。

2. 再度の説明会による質問対応

住民からの質問等に適切に対応できるよう、十分な回数の住民説明会を開催した上で、周辺地域住民からの質問等に誠実に対応することが求められています（GL 第 3 章第 5 節 4.（23 頁））。質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催しなければならず、この再度の説明会においては、回答内容を記載した書面を作成し、配布することも求められています（GL 第 3 章第 5 節 2.（22 頁））。

V. 認定申請・変更認定申請時の提出書類

住民説明会を開催したことを証する書類については以下の図表 2 をご参照下さい。住民説明会に向けた準備・対応にあたっては、最終的に図表 2 に記載した書類も用意する必要がある点を意識して取り組む必要があります。

¹⁵ 事業者の提出資料の記載事項に関し、事後的に客観的な検証が必要となった場合において、資源エネルギー庁が当該録音・録画記録を提出するよう事業者に要請することが想定されています（GL 第 3 章第 5 節 3.（22 頁））。

図表 2¹⁶

	提出資料
周辺地域住民の範囲に係る資料	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等 ・市町村に対して事前・相談を行った際の書面（GL 付録 1） ・市町村の意見に係る書面（GL 付録 2）
開催案内に係る資料	<ul style="list-style-type: none"> ・配布書面又は回覧板・関係自治体の公報又は広報誌に掲載した書面 ・開催案内を実施した周辺地域住民の範囲が分かる書面 ※ポスティング（投函）又は戸別訪問を行った場合にあっては、住所等で場所を特定する ※回覧板・関係自治体の公報又は広報誌を活用した場合、関係自治体の協力を得る等の方法により、対象となる居住者の範囲を、住所等で可能な限り特定した上で、明確化の上、提出する
説明項目及び説明事項に係る資料	住民説明会において、説明項目及び説明事項の全てについて説明を行ったことを確認できる配布資料
出席者に係る資料	説明会の出席者名簿
議事録	住民説明会開始時から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容についての議事録 ¹⁷
質問募集フォームに係る資料	質問募集フォームにおける質問等及び周辺地域住民に示した回答 ※質問等の提出がなかった場合は、その旨を報告する
住民説明会における質疑に係る書類	事業者による住民説明会での説明や質疑時間でのやりとりの概要を報告する説明会概要報告書（GL 付録 4） ¹⁸

VI. おわりに

以上、本稿では住民説明会に関する手続の概略について説明を行いましたが、住民説明会の開催にあたっては、規制内容を精査しつつ個別の事案ごとの検討を実施することが必要となるものと思われます。特に実務の蓄積が少ない導入初期の段階においては、本稿でご説明した内容を含めて当該規制が導入された経緯等を確認しつつ、入念に準備を行うことが肝要であるように思われます。

¹⁶ GL 第 3 章第 6 節（23、24 頁）を参考に執筆者らで作成。

¹⁷ 主な説明内容と質疑時間の全部について作成し、質疑時間については逐語での議事録とすること。

¹⁸ 提出された情報は、資源エネルギー庁のシステムを通じて公表される。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 谷本 大輔 (daisuke.tanimoto@amt-law.com)
弁護士 藤木 崇 (takashi.fujiki@amt-law.com)
弁護士 鈴木 圭佑 (keisuke.suzuki@amt-law.com)
弁護士 香川 遼太郎 (ryotaro.kagawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com